

～未成年者法律教室の進め方～

☆ 模擬授業 in

(平成24年 12月4日)

司法書士 浦上 英明

クイズその1 次のうち、「契約した」ものは、どれですか？契約したものに○を、契約していないものに×をしなさい。

	問 題	解答欄
1	通学するために、バスに乗る。	
2	昼御飯のパンを買う。	
3	CD レンタルをする。	
4	消しゴムを買う。	
5	無料のアダルトサイトにアクセスする。	
	○×の理由：	
6	街頭でアンケートに答える。	
7	友達から遊びに誘われ参加する。	
8	ゲームを購入予約する。	
9	出会い系サイトで会員登録したら、多額の金額を振り込めというメールが届いた。	
10	無料の占いサイト・懸賞サイトにワンクリックしただけで登録になり、料金を請求された。	

契約まとめ

○契約とは

① 約束 (お互いに が生じる)

② が必要 (はいらない)

クイズその2 次のうち、契約を取消することができるのは、どれですか？できるものを○、できないものには×を下さい。

	問題	解答欄
1	おどされて高額の壺を買ったとき	
2	買ってしまったゲームソフトが他の店で安く売っていることを知った時	
3	買ったバッグがブランド品ではなく、偽物であった時	
4	未成年者が高額な壺を買う契約をしたとき	
5	未成年者だが、自分は20歳以上だと嘘をついて50万円を借りたとき	
6	契約書を相手方へ返したとき	

Q 契約を簡単に取消せないのはどうしてかな？

(あなたの考え)

Q：もし、「契約」を破ったらどうということが起こると思いますか？

○契約する = 義務(約束)発生

↓ 義務を果たさないと(契約を破ったら)

(契約)相手に生じた を しないといけない。

(!!)

Q：契約で気を付けなければいけない「契約」にはどんなものがありますか？

1

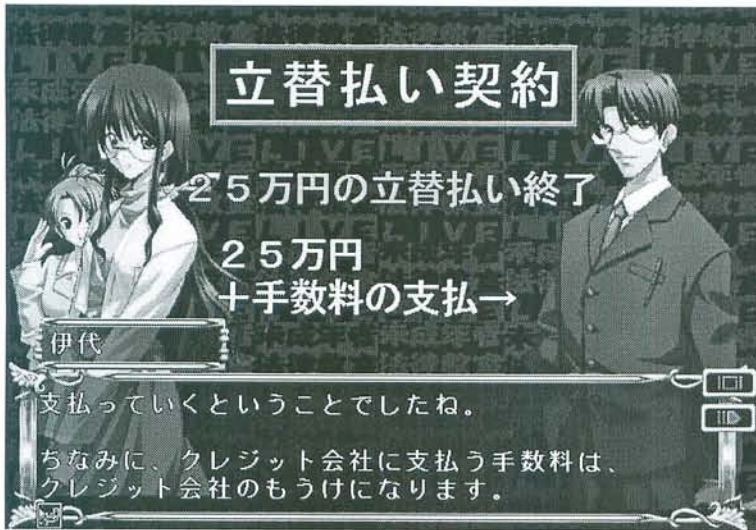


2



① 「ブランド物のバッグをカード（クレジット）を使って買った。」

3



4



5





②「200万円の借金の保証人になってくれと昔友人に頼まれてハンコを押したが、突然私に200万円の請求がきた。」



☆今回使用教材・参考資料

- ・プレゼンテーションソフト「未成年者法律教室 PRESENT」
同 「RPG 風未成年者法律教室」
- ・「0からの未成年者法律教室 子供たちと楽しいキャッチボールをしよう」

なお、「未成年者法律教室の進め方（新聞版）」は「朝刊太郎」というフリーソフト（<http://hp.vector.co.jp/authors/VA020605/>）を使って作りました。